

川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会（親会）会議録

日 時	令和 6 年 7 月 4 日（木） 1 6 : 3 0 ~ 1 6 : 4 0
場 所	川崎市役所本庁舎復元棟 2 0 2 会議室
出席者	恩田 哲也 委員 小林 俊子 委員 杉山 美紀 委員
所管課	生活環境部 水口部長 減量推進課（増田課長、小宮係長、安藤職員）
事務局	庶務課（入江課長、芹澤課長補佐、鈴木職員）
傍聴者	0 名
議 題	1 会長の選出について 2 部会の設置について 3 部会に属する委員の指名について 4 その他
事務局	定刻になりましたので、ただいまから、川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会を開催させていただきます。 本部会の事務局を務めます、川崎市環境局総務部庶務課長の入江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、はじめに生活環境部長の水口からご挨拶申し上げます。
生活環境部長	<挨拶>
事務局	<委員の紹介>
事務局	次に会議の成立について根拠規定を確認いたしますので、お手元の資料 2「川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会関係法規」の 1 ページ「川崎市附属機関設置条例」第 7 条（会議）の箇所をご覧ください。 第 2 項において、「附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない」とあります。 現時点で委嘱しております委員 3 名のうち 3 名のご出席をいただいております。 よって、本日の委員会は成立していることをご報告いたします。
事務局	<所管課、事務局を紹介> 引き続き事務局から、川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会についてご説明いたします。 引き続き、お開きの「川崎市附属機関設置条例」をご覧ください。

	当委員会は「川崎市附属機関設置条例」に基づき設置された委員会で、所掌事務は５ページの別表の上段にあるとおり「環境局が所管する事務における民間活用事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。」でございます。 環境局で指定管理者制度を導入している施設である王禅寺の余熱利用市民施設について、今年度は令和５年度の事業評価に関する審議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。 また、昨年度よりご審議いただいております堤根余熱利用市民施設の整備事業につきましても、引き続きご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局	議事１ 会長の選出について それでは、本日の議事について説明いたしますので、資料の１ページへお戻りいただき、条例の第６条（会長）及び第８条（部会）をご覧ください。 本日は、第１回目の委員会でございますので、第６条に基づき、会長の選出、その後、第８条に基づき部会の設置、部会に所属する委員の指名についてご審議いただきたいと存じます。 それでは、会長は委員の互選で定めることとされております。委員の皆様から、ご推薦などございますか。 <互選により小林委員が会長に就任> では、これより先の議事につきましては、小林会長に進行をお願いいたします。
小林会長	小林でございます。よろしくお願いいたします。 先ほど事務局から説明がありましたように、本日の委員会は任期２年間のうち最初の会議となりますので、条例の規定に基づき、部会の設置と所属委員について決めていきたいと思っております。
	会議の公開・非公開、会議録の作成方法、会議録の確認者について
小林会長	具体的な議事に入る前に、会議の公開・非公開、会議録の作成方法、会議録の確認者の３点について協議します。 なお、審議の中で事務局が発言を行う場合には、会長の許可を得てから発言いただくようお願いいたします。 まず、本日の議題「１ 会長の選出」は既に済んでおりますので、「２ 部会の設置」「３ 部会に属する委員の指名」「４ その他」については、資料２～４ページ「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に定める会議公

	開の原則に基づき、公開とすることでよいでしょうか。 <一同了承>
小林会長	では、そのように決定します。 本日、傍聴人はいらっしゃいますか。
事務局	傍聴人はいらっしゃいません。
小林会長	わかりました。 次に、本日の会議録ですが、「要約方式」により作成することとしてよろしいでしょうか。 <一同了承>
小林会長	次に、会議録につきましては、資料２ １１ページ「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」第５条第２項の規定により、委員会で指定された者の確認を得るものとされておりますので、確認者を決定する必要がありますが、委員全員により確認することとしてよいでしょうか。 <一同了承>
小林会長	では、そのように決定します。 なお、会議録の作成に当たりましては、発言者が分かるよう委員名を記載することとなっております。文書開示請求等があった場合には、委員名は原則開示されることとなりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。 議事２ 部会の設置について
小林会長	では、「議事２ 部会の設置について」です。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料２の１ページをご覧ください。「川崎市附属機関設置条例」でございます。 第８条（部会）にあるとおり、附属機関には必要に応じて部会を設置することができます。部会の委員は会長が会議に諮って指名することとなっております。また部会の決議を委員会の決議とすることもできます。

	環境局の所管する施設について、「余熱利用市民施設部会」と「堤根余熱利用市民施設整備部会」の２つの部会を継続し、専門的・集中的にご審議いただくのが望ましいと考えております。 ご審議をよろしくお願いいたします。
小林会長	事務局の説明のとおり、継続して部会を設置することでよいでしょうか。 ＜一同了承＞
事務局	ありがとうございます。 議事３ 部会に属する委員の指名について
小林会長	続いて、「議事３ 部会に属する委員の指名について」に進みます。 条例では、部会に属すべき委員については、会長が会議に諮って指名することとなっておりますが、各部会の具体的な委員構成について、事務局側で何か案はありますか。
事務局	それでは、ご説明いたします。 「余熱利用市民施設部会」につきましては、引き続き、委員の皆様にご担当いただければと考えております。 また、「堤根余熱利用市民施設整備部会」につきましては、余熱利用市民施設となることから、「余熱利用市民施設部会」の３名の委員の皆様に加えて、引き続き臨時委員をお願いしております、経済学の学識者でございます「真鍋（まなべ）委員」、P F I 法等の法務の専門家として「野本（のもと）委員」、建築に関する専門家として「笹原（ささはら）委員」を選任する形でお願いしたいと考えております。
小林会長	わかりました。 では、部会に属する委員の指名及び構成は事務局案のとおりでよいと思いますが、いかがでしょう。 ＜一同了承＞ ありがとうございます。 また、条例においては部会の決議を委員会の決議とすることができるとされておりますので、部会の決議を委員会決議としても差し支えないかと思いま

	すが、いかがでしょう。 ＜一同了承＞ ありがとうございます。 では、当委員会においては部会の決議を委員会決議とすることを決定いたします。 議事まとめ 以上で、予定されていた議事は終了となりますので、あらためて議事内容をまとめたいと思います。 1点目としては、会長は私、小林が務めさせていただきます。 2点目は、施設ごとに部会を設置して審議することと、部会の委員構成については事務局案のとおりとします。 3点目、部会の決議をもって当委員会の決議とします。 以上3点を事務局は会議録に記載してください。 それでは、これをもちまして川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会を閉会いたします。 円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。 なお、事務連絡があれば、事務局からお願いいたします。 事務局 ありがとうございました。 会議録につきましては、事務局から委員の皆様にお送りいたしますので、加除修正の上、ご返送いただければと考えております。作業日程については、別途ご連絡いたします。 5分ほど休憩の後「余熱利用市民施設部会」を開催させていただきます。 引き続きのご審議をよろしくお願いいたします。
--	---